

境界問題相談センターみやざき研修規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、境界問題相談センターみやざき規則（以下「規則」という。）第98条に規定する研修につき必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、規則、不動産登記法(平成16年法律第123号)及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)において使用する用語の例による。

(研修の企画及びその実施)

第3条 運営委員会は、次に掲げる研修を実施するものとする。

- (1) 土地家屋調査士の関与員としての法的知識、境界鑑定、筆界特定に関する研修
- (2) 土地家屋調査士の関与員としての倫理に関する研修
- (3) 土地家屋調査士の相談員及び調停員としての面談技法及び調停技法に関する研修
- (4) センターみやざきが実施する調停手続に関する規則その他の規程に関する研修
- (5) その他センターみやざきの目的を達成するために必要な研修

(候補者の推薦の基準)

第4条 規則第28条第1項、第29条第1項第1号、第30条第1項第1号及び第31条第1項に規定する、所定の研修を修了した者とは、前条各号の研修を次の各号に掲げる時間数受講した者とする。

- (1) 第1号研修：2時間以上
- (2) 第2号研修：2時間以上
- (3) 第3号研修：2時間以上
- (4) 第4号研修：1時間以上

2 運営委員会は、現に裁判所の民事に関する調停委員を務めている調査士会の会員について、前条第1号及び第3号の研修の受講を免除することができる。

(外部研修の受講による特例)

第5条 運営委員会は、土地家屋調査士法第3条第3項に規定する法務大臣が指定する研修、又は第3条第1号又は第3号に定める研修と同一の効果が得られるものとして運営委員会が認めた研修を受講した者については、当該各号の研修を受講したものとみなすことができる。

2 運営委員会は、前項の規定により研修を受講したものとみなした者に対し、次の各号に掲げる書面の提出を求めることにより、受講の確認を行うことができる。

- (1) 受講した研修のパンフレットその他当該研修の内容を確認することができる書面
- (2) 研修の修了認定書その他当該研修を受講したことを証明する書面
- (3) 前2号に掲げるもののほか、運営委員会が提出を求めた書面

(研修受講の責務)

第6条 土地家屋調査士の相談員及び調停員、事務職員その他紛争解決手続に関与する調査士会の会員は、研修を必要に応じて受講するよう努めるものとする。

(研修規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、運営委員会と協議の上、調査士会の理事会決議による。

附 則

- 1 本規程は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条の認証を取得した日（平成28年7月15日）から施行する。